

令和 8 年度予算案と 令和 7 年度補正予算等の概要

社会的養護に関する施策について

【主な内訳】

- ◇ 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金 206億円 (207億円)
- ◇ 児童入所施設措置費等国庫負担金 1,672億円 (1,591億円)

【令和8年度予算案】

4,137億円

【令和7年度予算】

(3,907億円)

- ◇ 子ども・子育て支援交付金 (※)

2,163億円 (2,013億円)

- ◇ 次世代育成支援対策施設整備交付金

67億円 (67億円)

(※) 令和7年度予算の額は、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を除いた額としている。

在宅等への支援 《児童家庭支援センターの設置促進及び機能強化、特定妊婦等への支援の強化》

- 児童家庭支援センターによる、こどもや家庭からの専門的な知識及び技術を必要とする相談に対する助言、市町村の求めに応じた技術的助言・必要な援助、児童相談所や児童福祉施設等との連絡調整等の実施
- 妊産婦等生活援助事業所による、家庭生活に支障が生じている特定妊婦や出産後の母子等への一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携 等

里親等への支援

《里親等委託の推進、里親支援センターの設置促進等》

- 里親支援センターの設置促進及び機能強化
- 里親支援センター及びフォースターリング機関による、里親のリクルート、研修、こどもや里親家庭とのマッチング、養育や自立に関する支援の実施
- 「里親等委託の更なる推進に向けた自治体間ネットワーク会議」の開催 等

施設養護への支援

《小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化による機能転換に向けた取組等》

- 乳児院や児童養護施設等による保護者の適切な養育を受けられないこどもに対する必要な養育等の実施
- 家庭的環境を実現するための小規模かつ地域分散化の取組の推進
- 乳児院や児童養護施設等における高機能化及び多機能化の取組の推進 等

社会的養護経験者等への自立支援 《社会的養護経験者等への支援の強化》

- 社会的養護自立支援拠点事業による社会的養護経験者等の相互交流の場の提供、生活・就労等に関する相談支援や助言等の実施
- 児童自立生活援助事業による日常生活上の援助等の実施
- 社会的養護経験者等の支援ニーズ等を把握するための実態調査 等

人材の確保・育成・定着への支援 《社会的養護に関わる職員の人材確保・育成・定着支援策等の推進》

- 人材確保に係る課題分析等を担う人事コンサルタントを活用する等の人材確保や定着に向けた先駆的取組の実施、就職相談会や施設見学会の開催
- 児童相談所、里親支援センター、民間フォースターリング機関等の里親支援に関わる職員を対象とした研修の実施 等

(1) 在宅等への支援

事項	事業の概要
児童家庭支援センターの相談支援体制の強化	<p>＜児童家庭支援センター運営等事業＞【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童に関する家庭その他の相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助等を行う。 ・専門的な知識や技術を必要とする相談について、児童や家庭の状況が把握できるよう、家庭等を訪問して実施する場合に、訪問して相談支援を行う職員を配置する。 ・医療的な問題を含む相談にも適切に対応できるよう、医師や保健師等との嘱託契約等による必要な支援体制を整備する。
妊産婦等生活援助事業所の設置促進・機能強化等	<p>＜児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業＞《令和7年度補正予算》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦等生活援助事業所を開設又は運営するため、必要な設備整備及び備品の購入並びに改修等を行う。 <p>＜特定妊産婦等支援機関ネットワーク形成事業＞《令和7年度補正予算》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦等生活援助事業所未設置自治体や民間団体に対する立ち上げ支援としての相談対応・助言、支援計画の策定方法・ケースワークの手法等に関する実践等を行う。 ・機能強化のため、妊産婦等生活援助事業所へのアドバイザーの派遣や個別ケースのコンサルティング等を実施する。 ・妊産婦等生活援助事業所のほか、市町村や児童相談所、児童福祉施設、医療機関等の関係機関を対象に、全国フォーラムを実施し、関係機関で特定妊産婦等への支援についての課題等を把握・共有するとともに、支援ネットワークを構築する。
妊産婦等生活援助事業所の自立支援の強化	<p>＜児童養護施設等体制強化事業＞【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦等生活援助事業所において、夜勤業務等へ対応するための補助者等を雇い上げ、職員の業務負担軽減を行う。 ・妊産婦等生活援助事業所において、就労等定着支援員を配置し、入居による支援等を受けている支援対象者の自立に向けた環境整備を行う。

(2) 里親等への支援

事項	事業の概要
里親支援センターの設置促進・機能強化等	<p>＜児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業＞『令和7年度補正予算』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>里親支援センターを開設又は運営するため、必要な設備整備及び備品の購入並びに改修等を行う。</u> <p>＜里親支援センター設置促進等支援事業＞『令和7年度補正予算』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里親支援センターの設置促進・機能強化を行うために、<u>センター未設置自治体や民間団体に対する立ち上げ支援としての相談対応・助言、機能強化としてのアドバイザーの派遣や個別ケースのコンサルティング等を実施する。</u>
共働き里親等への支援強化	<p>＜里親養育包括支援（フォースタリング）事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を実施する。 ・<u>共働き里親等が委託児童等を養育するための環境整備のための先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開を行う。</u>『令和7年度補正予算』
里親の負担軽減支援	<p>＜児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（再掲）＞『令和7年度補正予算』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里親が、自身と委託されたこどもとの関係性を明らかにする際に生じる負担の軽減を図るため、<u>里親身分証明書の発行に必要な備品の購入等</u>を行う。
家庭養育推進ネットワークの構築	<p>＜家庭養育推進ネットワーク構築事業＞【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>各自治体において、関係機関が連携・協働するための地域特性・地域ニーズに沿った「家庭養育推進ネットワーク」を構築し、里親制度への理解促進、課題を抱えるこどもの委託に対する支援の充実策（里親ショートステイやレスパイトケア等）等について課題共有・議論・役割分担等を行うことで、里親等委託の更なる充実を図る。</u>
里親制度等の効果的な広報啓発	<p>＜里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業＞【見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里親制度等について、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行う。 <p>※より効果的な里親制度の周知広報を実施するため、「児童福祉事業対策費等補助金」から「こども政策推進事業委託費」に組み替え</p>

(3) 施設養護への支援

事項	事業の概要	
乳児院の機能強化	<p>＜乳児院地域支援強化事業＞【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児院において、<u>地域の支援拠点として乳児院の各機能を統括し、当事者のニーズに合わせて各機能を選択、統合して適切に提供できるようマネジメントリーダーの配置や、妊娠婦等生活援助事業等の活用のための市町村等との連携職員の配置などを行う。</u> 	12
児童養護施設入所児童等の性被害防止	<p>＜児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児院や児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品の購入を行う。【拡充】 ・乳児院や児童養護施設等において、<u>性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う。</u>《令和7年度補正予算》 	13

(4) 社会的養護経験者等への自立支援

事項	事業の概要	
社会的養護自立支援拠点事業所の設置促進	<p>＜児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業＞《令和7年度補正予算》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>社会的養護自立支援拠点事業所を開設又は運営するため、必要な設備整備及び備品の購入並びに改修等を行う。</u> 	—
社会的養護自立支援拠点事業所の自立支援の強化	<p>＜児童養護施設等体制強化事業（再掲）＞【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的養護自立支援拠点事業所において、一時避難的かつ短期間の居場所の提供を実施する場合、宿直等を実施することで、夜間の見守り・緊急対応への体制強化を行う。 ・<u>社会的養護自立支援拠点事業所において、就労等定着支援員を配置し、入居による支援等を受けている支援対象者の自立に向けた環境整備を行う。</u> 	8
児童養護施設退所者等への自立支援資金貸付	<p>＜児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業＞《令和7年度補正予算》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、<u>家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を行う。</u> 	—

(5) 里親、施設、事業所等 社会的養護に関する人材の確保・育成・定着支援

事項	事業の概要	
児童養護施設等職員の待遇改善	<p>＜児童入所施設措置費等国庫負担金＞【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設等の職員について、<u>令和7年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じた待遇改善を令和8年度においても引き続き実施する。</u> 	6
児童養護施設等職員間の関係構築に向けた支援	<p>＜児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業＞【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進すること等により、職員の資質向上及び研修指導者の養成を行う。 人材確保に係る課題分析・解決を担う人事コンサルタントを活用する等の人材確保や定着に向けた先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開を行う。 乳児院や児童養護施設等の職員の確保のため、児童養護施設等への就職を志す学生や社会人経験者などを対象とした就職相談会や施設見学会を開催する。 地域ごとに施設等の垣根を越えて若手職員が集い、研修や職場では相談しづらい内容について、<u>同じ境遇の仲間に相談できるピア・サポートを行う。</u> 	14
里親支援センターの担い手の掘り起こし・人材育成	<p>＜里親支援センター等人材育成事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所、里親支援センター、民間フォースタッキング機関、乳児院や児童養護施設等の職員を対象とした研修事業の実施や全国的なフォーラムの開催等を行う。 	15

(6) その他支援

事項	事業の概要	
児童養護施設等に対する物価高騰支援	<p>＜児童入所施設措置費等国庫負担金（再掲）＞【令和7年度補正予算】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設等に入所等する児童の食材料費等について、物価高騰が続く厳しい環境の中でも質の確保された食事の安定的な提供をはじめ、<u>安定的にこどもの養育を行うことを支援するための加算を設ける。（令和7年度中の時限的な措置）</u> ※令和8年度については、運営継続支援臨時加算による上乗せ分を反映して通常の保護単価（一般生活費）を引き上げる。 	6
こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得支援	<p>＜児童入所施設措置費等国庫負担金（再掲）＞【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設等において、こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得者が地域の関係機関との連携強化や施設内の困難事例に関するスーパーバイズ等高い専門性・知識を必要とする業務に就く場合に加算額を引上げる。（月額2万円→月額5万円） 	6
養子縁組民間あっせん機関による養親希望者等への支援の強化	<p>＜養子縁組民間あっせん機関助成事業＞【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携して養親希望者等の負担軽減に向けた支援等を実施するとともに、養子縁組民間あっせん機関に対して人材育成を進めるための研修の受講費用等を助成する。 <u>養子縁組民間あっせん機関ごとに「養親同士」、「養親及び養親希望者」、「養親希望者同士」、「養子同士」が自由に情報交換及び悩みや疑問等を共有することのできる場（ネットワーク）を提供し、養親希望者等の心理的負担の軽減を図るとともに、養子縁組成立後の支援（アフターケア）として、縁組後の養育を一定期間サポートするため、関係機関との連絡調整等を行なうコーディネーター職員を配置し、縁組後の支援を強化する。</u> 	16 5

<児童入所施設措置費等国庫負担金（児童保護費負担金、児童保護医療費負担金）> 令和8年度予算案

1,672億円（1,591億円）

令和7年度補正予算

178億円

事業の目的

児童福祉法に基づき、都道府県等が支弁する里親等や児童養護施設等へ入所の措置等に要する費用の一部を国が負担することにより、要保護児童を保護・養育することを目的とする。

事業の概要

- 里親等へ委託の措置や児童養護施設等へ入所の措置等を行った際に、里親等や児童養護施設等に対して、その措置等に要する費用として都道府県等が支弁した措置費等の一部を負担する。

【主な拡充内容】

◇児童養護施設等の職員の処遇改善

児童養護施設等の職員について、令和7年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じた処遇改善を令和8年度においても引き続き実施する。

◇こども家庭ソーシャルワーカー取得支援加算の拡充

こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得者が、地域の関係機関との連携強化や施設内の困難事例に関するスーパーバイズなど高い専門性等を必要とする業務に就く場合に加算額を引上げる。（月額2万円→月額5万円）

<令和7年度補正予算>

○児童養護施設等の職員の処遇改善

児童養護施設等の職員について、令和7年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じた処遇改善を行う。

○運営継続支援臨時加算の創設

児童養護施設等に入所等する児童の食材料費等について、物価高騰が続く厳しい環境の中でも質の確保された食事の安定的な提供をはじめ、安定的にこどもの養育を行うことを支援するための加算を設ける。（令和7年度中の時限的な措置）

※令和8年度については、運営継続支援臨時加算による上乗せ分を反映して通常の保護単価（一般生活費）を引き上げる。

実施主体等

【対象施設等】

児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、助産施設、里親支援センター、里親、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所 等

【実施主体】

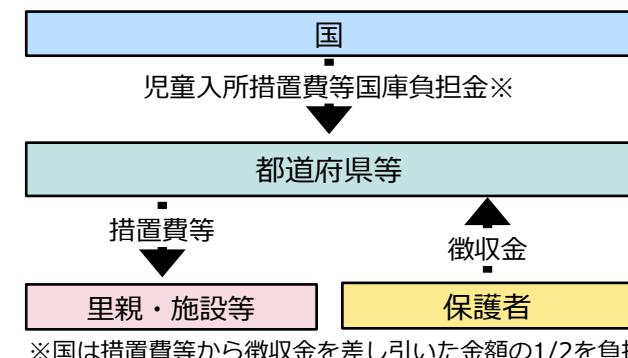
都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

※ ただし、母子生活支援施設や助産施設への入所、保育等の措置の場合、市町村を含む。

【補助率】

国：1/2、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市：1/2

（上記のただし書きの場合、国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4）



事業の目的

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行うものであって、もって地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。

事業の概要

(1) 児童家庭支援センター設置運営事業 《拡充》

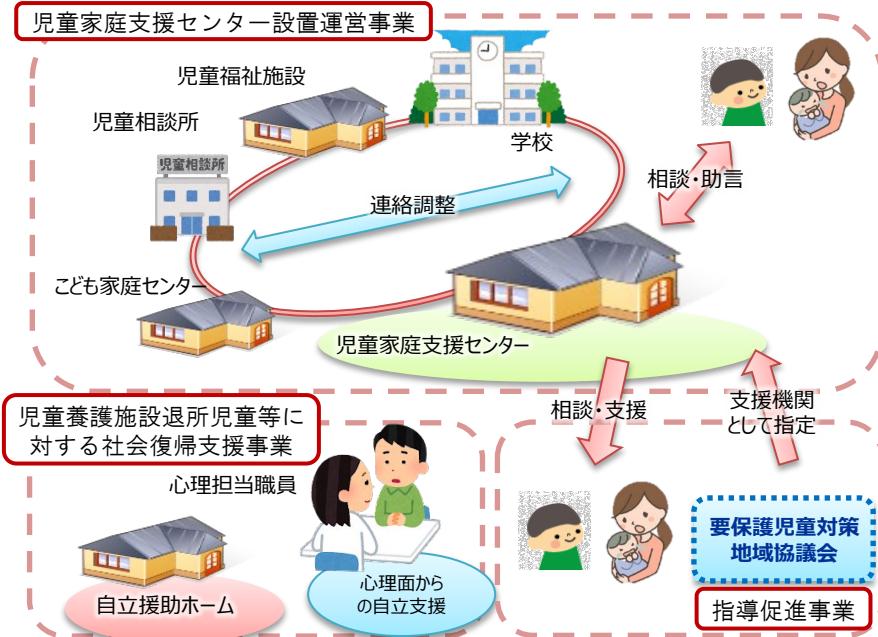
- 虐待や非行等、子どもの福祉に関する問題につき、子ども、ひとり親家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行う。
- 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な子ども及びその家庭についての指導を行う。
- 子どもや家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。
⇒ 専門的な知識や技術を必要とする相談について、児童や家庭の状況が把握できるよう、家庭等を訪問して実施する場合に、訪問して相談支援を行う職員の配置を支援する。
また、医療的な問題を含む相談にも適切に対応できるよう、医師や保健師等との嘱託契約等による必要な支援体制の整備を支援する。

(2) 児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業

自立援助ホームに心理担当職員を配置し、入居児童等に対し心理面からの自立支援を行う。

(3) 指導促進事業

市町村の要保護児童対策地域協議会において、児童家庭支援センター等が主たる支援機関とされた場合の補助を行い、地域における相談・支援体制の強化を図る。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 (1) 児童家庭支援センター設置運営事業

- ①常勤心理職配置の場合
 - ②非常勤心理職配置の場合
 - ③法的問題対応加算
 - ④医療的問題対応加算
 - ⑤児童相談所OB等によるスーパーバイズ加算
 - ⑥地域連携担当職員加算
 - ⑦訪問相談支援対応加算
- (2) 児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業
- (3) 指導促進事業

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

1か所当たり	13,686千円	※ 対応件数に応じて事業費等も補助
1か所当たり	9,026千円	
1か所当たり	360千円	
1か所当たり	360千円	
1か所当たり	547千円	
1か所当たり	2,487千円	
1か所当たり	6,172千円	
1か所当たり	1,051千円	
1件当たり(月額)	119千円	

事業の目的

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 206億円の内数（207億円の内数）

児童養護施設等において、児童指導員等の補助を行う者を雇い上げること等により、児童指導員等の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童指導員等の人才の確保を図ることを目的とする。

事業の概要

(1) 児童指導員等となる人材の確保

児童養護施設等において、児童指導員、母子支援員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、指導員の資格要件を満たすことを目指す者を補助者として雇上げ、将来的に児童指導員等となる人材の確保を図る。児童指導員等を目指す者の複数雇用を可能とする。

(2) 夜間業務等の業務負担軽減

児童養護施設等において、補助者等を雇上げ、施設内における性暴力への対応や、外国人のこどもへの対応、夜勤業務対応などへの体制を強化するとともに、児童指導員等の業務負担軽減を図る。

(3) 児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施

児童養護施設等において児童相談所OB等を雇い上げ、職員が抱える悩み・ストレスを傾聴し、子どもの養育に関する相談支援等スーパーバイズを実施する。

(4) 社会的養護自立支援拠点事業所における体制強化

社会的養護自立支援拠点事業所において、一時避難的かつ短期間の居場所の提供を実施する場合、宿直等を実施することで、夜間の見守り・緊急対応への体制強化を図る。

(5) 自立支援の環境整備 『新規』

妊産婦等生活援助事業所及び社会的養護自立支援拠点事業所において、①就労等定着支援員を配置し、②入居による支援等を受けている支援対象者の自立に向けた環境整備に要した費用の一部を補助することにより、自立支援のより一層の強化を図る。

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】 (1) 児童指導員等となる人材の確保	1人当たり	4,774千円
(2) 夜間業務等の業務負担軽減	1か所当たり	4,774千円
(3) 児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施	1か所当たり	547千円
(4) 社会的養護自立支援拠点事業所における体制強化	1か所当たり	1,606千円
(5) 自立支援の環境整備		
①就労等定着支援員の配置	1か所当たり	4,970千円
②支援対象者の自立に向けた環境整備	1か所当たり	858千円

【対象施設等】

- (1) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（Ⅲ型を除く）
- (2) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（里親が行う場合を除く）、ファミリーホーム、妊産婦等生活援助事業所
- (3) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（里親が行う場合を除く）、ファミリーホーム
- (4) 社会的養護自立支援拠点事業所
- (5) **妊産婦等生活援助事業所、社会的養護自立支援拠点事業所**

※②については、妊産婦等生活援助事業所の場合、「入居による支援」を実施している事業者に限る。

社会的養護自立支援拠点事業所の場合、「一時避難的かつ短期間の居場所の提供」を実施している事業者に限る。

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 206億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

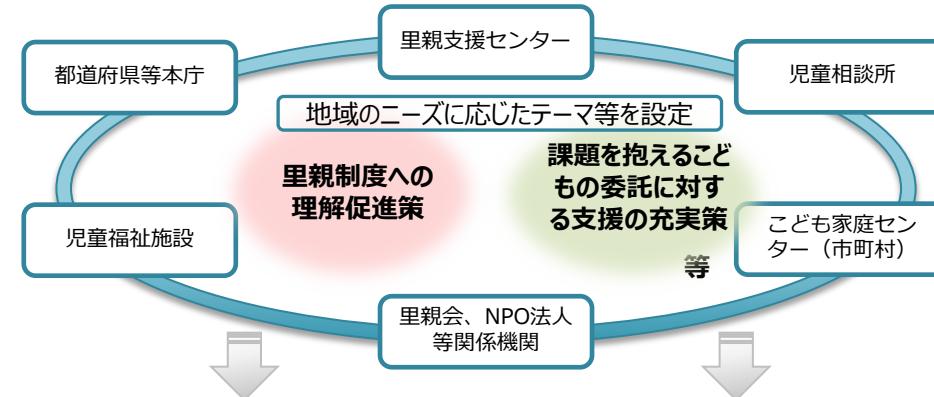
里親等委託の推進のためには関係機関との連携・協働が不可欠であることから、各自治体（都道府県・指定都市・児童相談所設置市）に「家庭養育推進ネットワーク」を構築し、里親等委託の更なる加速化を図る。

事業の概要

里親等委託の推進のためには、児童相談所や里親支援センターのみならず、こども家庭センター（市町村）、家庭支援事業を担うNPO法人等との関係機関との連携・協働が不可欠である。

各自治体において、関係機関が連携・協働するための地域特性・地域ニーズに沿った「家庭養育推進ネットワーク」を構築し、里親制度への理解促進、課題を抱える子どもの委託に対する支援の充実策（里親ショートステイやレスパイトケア等）等について課題共有・議論・役割分担等を行うことで、里親等委託の更なる充実を図る。

＜家庭養育推進ネットワーク＞



- ・里親等委託に向けた関係機関の理解促進、協力体制の強化
- ・委託後の里親、里子に対する地域での支援の充実 等

実施主体等

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】

1自治体当たり 1,100千円

【補助割合】

国：2／3 又は1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／3 又は1／2

※補助率2/3の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体のみ

財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある

里親等委託の更なる推進に向けて、①里親支援センター、②フォースタリング機関、③里親家庭及びファミリーホームについて支援対象としている施策については以下のとおり。

	事業名称	事業内容	里親支援センター	フォースタリング機関	里親家庭FH
①	児童入所施設措置費	・里親・ファミリーホームにおけるこどもの養育に必要な費用や里親支援センターの運営等に要する費用を支弁する。	○		○
②	里親養育包括支援(フォースタリング) 事業 (※一部令和7年度補正予算)	・里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援(未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。)に至るまでの里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を実施する。		○	
		・里親支援センターにおける里親リクルーターや里親等支援員の業務補助職員の配置や養子縁組に関する相談・支援を実施する。	○		
		・共働き家庭里親等の実態把握を行うとともに、創意工夫を凝らした先駆的な共働き家庭里親等への支援を行う自治体の取組に対して補助を行う。(※令和7年度補正予算)	○	○	
③	里親支援センター設置促進等支援事業 (※令和7年度補正予算)	・里親支援センターの設置促進・機能強化を行うために、センター未設置自治体や民間団体に対する立ち上げ支援としての相談対応・助言、機能強化としてのアドバイザーの派遣や個別ケースのコンサルティング等を実施する。	○	△ ※里親支援センターの移行を検討している機関のみ	
④	家庭養育推進ネットワーク構築事業	・各自治体において、関係機関が連携・協働するための地域特性・地域ニーズに沿った「家庭養育推進ネットワーク」を構築し、里親制度への理解促進、課題を抱えるこどもの委託に対する支援の充実策等について課題共有・議論等を行う。	○	○	○
⑤	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業 (※一部令和7年度補正予算)	・里親・ファミリーホームにおいて、委託児童等の生活向上を図るため、必要な備品の購入や更新、設備の改修等を行う。 ・ファミリーホームを新設し、必要な改修整備、設備整備、建物賃借料(敷金は除く。)及び備品の購入を行う。 ・里親支援センターを開設するため、必要な設備整備及び備品の購入並びに改修等を行う。(※令和7年度補正予算)	○		○
		・里親が、自身と委託されたこどもとの関係性を明らかにする際に生じる負担の軽減を図るため、里親身分証明書の発行に必要な備品の購入等を行う。(※令和7年度補正予算)			○ ※里親のみ
		・里親支援センター及びファミリーホームにおいて、性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う。(※令和7年度補正予算)	○		○ ※FHのみ
⑥	里親支援センター等人材育成事業	・児童相談所、里親支援センター、民間フォースタリング機関、乳児院や児童養護施設等の職員を対象とした研修事業の実施や全国的なフォーラムの開催等を行う。	○	○	○
⑦	児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業	・里親支援センター及びファミリーホームの職員の資質向上を図るための研修、里親支援センター等の職員の確保及び定着を支援するためのモデル事業、就職相談会や施設見学会の開催等及び若手職員のピアサポートを行う。	○		○ ※FHのみ
⑧	里親への委託前養育支援事業	・里親に対して里親委託のための調整期間における生活費等を支給するとともに、各種研修への受講支援を行う。			○ ※里親のみ

<こども政策推進事業委託費> 令和8年度予算案 2.1億円（-億円）

事業の目的

里親制度等及び特別養子縁組制度等について、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、社会における正しい理解の浸透を行い、里親登録者及び特別養子縁組で養親となることを希望する人を増やす。

事業の概要

⇒より効果的な里親制度の周知広報を実施するため、「こども政策推進事業委託費」に組み替え

(1) 里親や特別養子縁組の潜在的な担い手を里親登録等につなげる広報啓発

潜在的な担い手のニーズの把握・分析を実施し、そのエビデンスを踏まえ、具体的かつ効果的な広報啓発を実施。

より多くの国民が閲覧できるインターネット等の媒体を活用した様々な広報啓発の実施、ポスター及びリーフレットの作成・配布。

企業に対する里親制度等及び特別養子縁組制度等の社会的認知度を向上させるための広報啓発の実施。

里親制度等及び特別養子縁組制度等に関するシンポジウム・イベントの実施。

(2) 里親制度等及び特別養子縁組制度等に関する特設サイトの開設

里親制度等及び特別養子縁組制度等について、それぞれの特設サイトを開設し、広く普及啓発を行うとともに、特に里親や特別養子縁組に関心や検討している方に対して、ターゲット層に応じてより里親登録や特別養子縁組につなげるための情報を集約し、それぞれの関心度に応じた具体的な情報提供を行う。

(3) 都道府県等と連携した広報

都道府県等や児童相談所のほか、里親支援センター等の関係機関と連携し、地域において効果的に里親登録者及び特別養子縁組で養親となることを希望する人を増やすことができるよう、(1)の分析を踏まえ、都道府県等と連携した広報を実施。

<ニーズの把握・分析を踏まえた広報啓発>

- ニーズの把握・分析を実施し、そのエビデンスを踏まえ具体的かつ効果的な広報啓発を実施



<特設サイトの開設>

- それぞれの関心度に応じた具体的な情報提供



<都道府県等と連携した広報>

- 分析を踏まえ、都道府県等や関係機関と連携した広報を実施



実施主体等

【実施主体】

国（委託により実施）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 206億円の内数（207億円の内数）

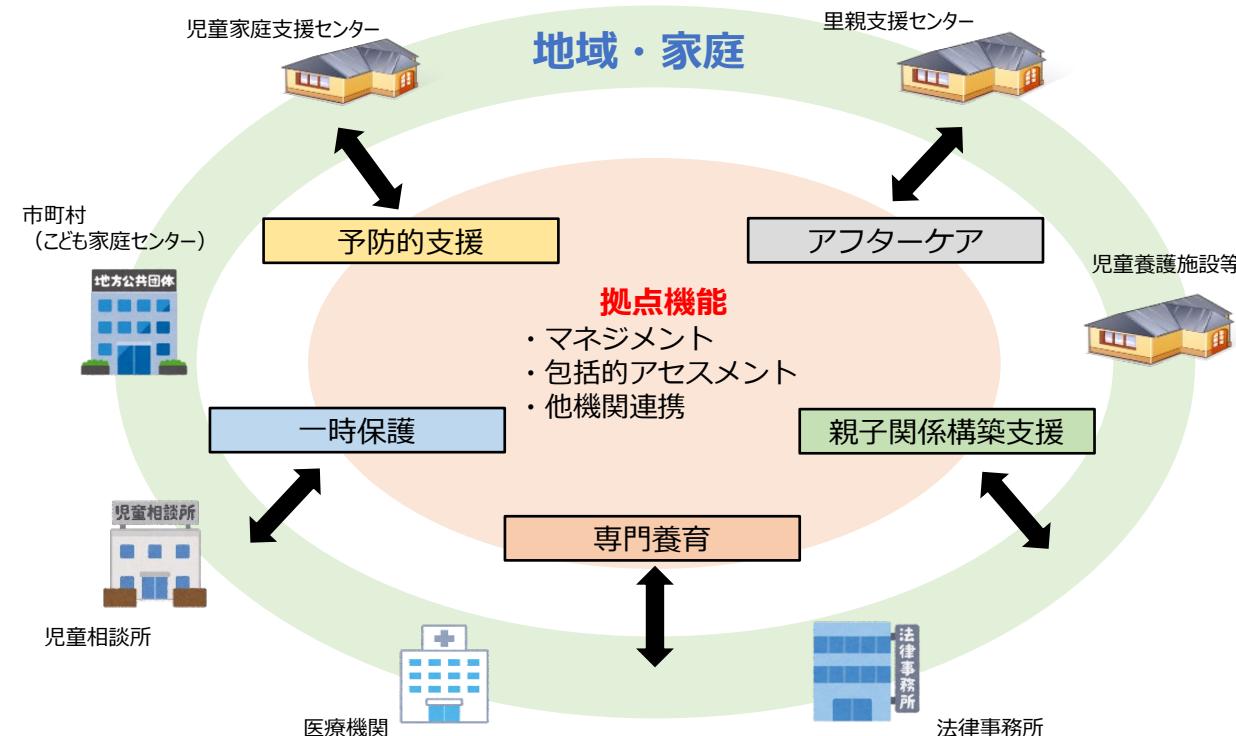
事業の目的

乳児院において、地域の支援拠点として乳児院の各機能を統括し、当事者のニーズに合わせて各機能を選択、統合して適切に提供できるようマネジメントリーダーの配置や、妊産婦等生活援助事業等の活用のための市町村等との連携職員の配置などを行うことにより、一層の高機能化及び多機能化・機能転換を図る。

事業の概要

乳児院において、地域の支援拠点として乳児院の専門養育機能や予防的支援機能等の各機能を統括し、当事者のニーズに合わせて各機能を選択、統合して適切に提供できるようマネジメント等を行うため、

- ・地域の拠点機能を統括するマネジメントリーダーの配置
- ・医師や弁護士等の外部有識者によるコンサルタントの実施
- ・母子保健施策や子育て短期支援事業をはじめとする市町村事業、妊産婦等生活援助事業の活用のために市町村（特にこども家庭センター）や保育所等と連携するための職員の配置
- ・要保護児童対策地域協議会へ参画するための専門的な職員の配置
- 等に必要な経費の補助を行う。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 1か所当たり 16,639千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 206億円の内数（207億円の内数）
令和7年度補正予算 1億円

事業の目的

児童養護施設等における小規模なグループによるケアの実施など、子どもの養育環境の改善を図るために改修や、ファミリーホーム等を新設する場合の建物の改修に係る経費を補助することにより、社会的養護が必要な子どもの生活向上を図る。

事業の概要

【補助制限】

- ・（1）2、3又は4の事業については、事業を行う施設等1か所につき1回限り。
- ・（1）1、（2）又は（3）の事業については、各事業の補助を受けてから10年経過後に再度補助を受けることが可能。《拡充》

（1）児童養護施設等の環境改善事業

1. 入所児童等の生活環境改善事業

- ① 児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品の購入に係る経費を補助
- ② 児童養護施設等において、入所児童等の生活向上を図るために、必要な備品の購入や更新、設備の改修等に係る経費を補助

2. ファミリーホーム等開設支援事業

- ファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備、建物賃借料（敷金は除く。）及び備品の購入に係る経費を補助

3. 児童家庭支援センター開設支援事業

- 既存建物を借り上げて児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に、貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料に係る経費を補助

4. 耐震物件への移転支援事業

- 耐震性に問題のある賃借物件において地域小規模児童養護施設等を設置している場合に、耐震物件への移転に伴う経費を補助

（2）地域子育て支援拠点の環境改善事業

地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備に係る経費を補助

（3）児童相談所及び一時保護施設の環境改善事業

- ・児童相談所で子どもの心理的負担を軽減する等のために必要な改修及び備品の購入や更新に係る経費を補助
- ・一時保護施設で子どもの生活環境の向上を図るために必要な改修及び必要な備品の購入や更新に係る経費を補助

＜令和7年度補正予算＞

- ・里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所及び妊産婦等生活援助事業所を開設又は運営するため、必要な設備整備及び備品の購入並びに改修等に係る経費を補助する。
- ・里親が、自身と委託された子どもの関係性を明らかにする際に生じる負担の軽減を図るために、里親身分証明書の発行に必要な備品の購入等に係る経費を補助する。
- ・性被害防止対策を図るために、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新に要する経費を補助する。

実施主体等

【実施主体】 （1）都道府県、市町村 （2）市町村 （3）都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 （1）<1. > 1か所当たり : 800万円 ※ 里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センターに係る事業は、100万円
 <2. > 1か所当たり : 800万円 ※ ファミリーホーム等の開設に当たり、改修期間中に賃借料が発生する場合は、1,000万円を上限に加算
 <3. > 1か所当たり : 300万円
 <4. > 1か所当たり : 800万円 ※ 里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センターに係る事業は、100万円
 （2）、（3）1か所当たり : 800万円

【補助率】 （1）国：1/2（2/3（※））（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2（1/3（※））、又は、都道府県：1/4、市町村：1/4）

※児童養護施設や乳児院の小規模化かつ地域分散化について、令和11年度末までに確実に実施するため、小規模かつ地域分散化された施設を改修する際の補助率を嵩上げ（1/2→2/3）
 ただし、財政力指数1未満の自治体に限る（経過措置として一定の要件を満たす場合には財政力指数1以上の自治体も含む。）。
 なお、財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある。

（2）国：1/2（指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2、又は、都道府県：1/4、市町村：1/4）

（3）国：1/2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 206億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

児童養護施設等において被虐待児や、障害のある児童が増加しており、高度の専門性が求められていることから、各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、児童に対するケアの充実を図り職員の資質向上及び研修指導者の養成を図る。

事業の概要

（1）児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

① 短期研修
各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進し、入所児童に対するケアの充実を図る。
(おおむね3～4日程度の宿泊研修を想定)

② 長期研修
一定期間（1～3か月程度）、児童養護施設等の職員に対し、障害児施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア、家族関係訓練を実施している施設等において、専門性の共有化のための実践研修を行う。

③ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に必要な人材を育成するための研修
児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるうえで、必要な人材を育成するための研修を開催するための費用を補助する。

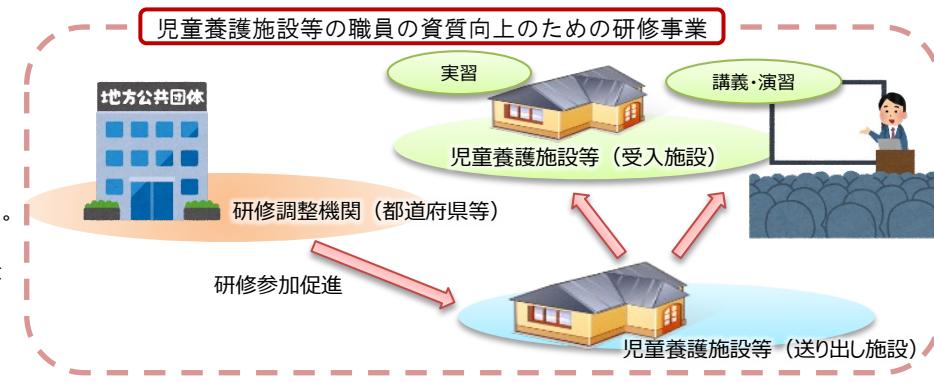
（2）児童養護施設等の職員人材確保支援事業

① 実習生に対する指導
児童福祉施設への就職を希望する学生が実習生に来る際、指導する職員にあたる職員の代替職員の雇上げを行う。

② 実習生の就職促進
実習を受けた学生の就職を促進するため、就職前に一定期間、非常勤職員として採用し、人材確保を図る。

（3）児童養護施設等の人材確保及び定着支援モデル事業

児童養護施設等の人材確保を支援するため、例えば課題分析・解決などについて、人事コンサルタントを活用するなど児童養護施設等の人材確保の推進に係る取組や児童養護施設等の人材定着を支援するため、例えば児童養護施設等の業務改革に向けた助言又は指導を行うためのコンサルタントによる巡回に係る取組など自治体の創意工夫を凝らした先駆的な取組に対して補助を行う。



（4）児童養護施設等への就職促進支援事業

就職相談会や施設見学会の開催等による児童養護施設等の職員の確保に関する取組に要した費用の一部を補助する。

（5）施設等職員交流支援事業 «新規»

地域ごとに施設等の垣根を越えて若手職員が集い、研修や職場では相談しづらい内容について、同じ境遇の仲間に相談できるピア・サポートを行うための費用の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

【補助基準額】	（1）①宿泊あり 宿泊なし ②送り出し施設 受入施設（他施設職員受入） 調整機関事務費 ③1自治体当たり（各施設種別単位）	1人当たり 1人当たり 1人当たり 1人当たり 1自治体当たり	149千円 61千円 1,310千円 216千円 2,879千円
	（2）①受入施設（実習生受入） ②受入施設（実習生等就職促進）	実習1回当たり 1日当たり	2,776千円 86,200円 3,760円
	（3）1自治体当たり （4）1自治体当たり （5）1自治体当たり		4,200千円 447千円 5,810千円

【補助割合】（3）以外 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2
(3) 国：10/10

【対象施設】

- 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリー・ホーム、児童自立生活援助事業所（Ⅲ型を除く）、児童家庭支援センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、都道府県等が適当と認める施設（※）
(※) 長期研修の際、職員を実践研修先として受け入れる場合に限る。
- 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設
- ～（5）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリー・ホーム、児童自立生活援助事業所（Ⅲ型を除く）、児童家庭支援センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所
(※) （3）～（5）については開設前の施設等も対象とする。

【実施要件】

（3）の事業の実施に当たっては、事業計画の審査を経た上で決定する。

<里親支援センター等人材育成事業費補助金> 令和8年度予算案 0.8億円 (0.8億円)

事業の目的

質の高い里親養育を実現するため、児童相談所や里親支援センターのみならず、民間フォースターリング機関、乳児院・児童養護施設等のそれぞれの「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて支援体制を構築していくことが必要である。

このような支援体制の構築に向けて、里親支援センターや児童相談所、民間フォースターリング機関、乳児院・児童養護施設等の職員を対象とした研修事業の実施や全国的なフォーラムの開催により、里親支援センターやフォースターリング機関の担い手の掘りおこしや、育成を進める。

併せて、里親支援センターにおいては、第三者評価の受審及び自己評価並びにそれらの結果の公表を義務づけられていることから、第三者評価機関の職員を対象とした研修事業の実施により、適切な評価を行うことができる者を育成し、里親が行う養育の質の向上及び子どもの生活の質の向上を図る。

事業の概要

(1) 里親支援センター等職員（職員候補の者を含む）研修の実施

研修の企画立案（カリキュラム、研修資料等）、講師の選定・招聘、研修の開催案内及び参加希望者の募集、修了証の交付等を実施する。

(2) 全国フォーラムの開催

里親支援センター等の担い手の掘りおこし、育成を目的として、里親支援センターや自治体、児童養護施設等の関係機関による全国的なフォーラムを開催する。

(3) 第三者評価機関職員研修の実施

里親支援センターに対する第三者評価業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施する。



実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助率】 定額（国：10／10相当）

【補助基準額】 79,984千円

事業の目的

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉 令和8年度予算案 206億円の内数（207億円の内数）

関係機関と連携して養親希望者等の負担軽減に向けた支援等を実施するとともに、養子縁組民間あっせん機関に対して人材育成を進めるための研修の受講費用等を助成することにより、効果的な支援体制の整備や職員の資質向上を図ることを目的とする。

併せて、養親希望者の手数料負担を軽減することにより、養子縁組のさらなる促進を図ることを目的とする。

事業の概要

①養子縁組民間あっせん機関基本助成事業

i 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業 ・・・ 受講者1人当たり 58千円

養子縁組あっせん責任者や職員及び児童相談所の職員等の資質向上を図るために研修参加に要する費用を補助

ii 第三者評価受審促進事業 ・・・ 1か所当たり 339千円

養子縁組民間あっせん機関が第三者評価を受審するための受審費用を補助

②養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業

i 養親希望者等支援事業（特定妊婦への支援含む）『拡充』 ・・・ 1か所当たり 13,327千円

児童相談所等の関係機関と連携し、こどもとのマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の場の提供等及び特定妊婦への支援体制を構築

⇒「養親同士」、「養親及び養親希望者」、「養親希望者同士」、「養子同士」が自由に情報交換及び悩みや疑問等を共有することができる場（ネットワーク）を提供
養子縁組成立後の支援として、縁組後の養育を一定期間サポートするため、関係機関との連絡調整等を行うコーディネーター職員の配置

ii 障害児等の支援 ・・・ 1か所当たり 2,932千円

障害児や医療的ケア児など特別な支援を要するこどもを対象にしたあっせん及び養子縁組成立前後の支援体制を構築

iii 心理療法担当職員の配置による相談支援 ・・・ 1か所当たり 6,543千円

心理療法担当職員を配置し、養子縁組成立前後において実親や養親の心理的な負担を軽減するための相談支援体制を構築

iv 高年齢児等への支援 ・・・ 1か所当たり 2,391千円

社会福祉士等による社会診断及び診断に基づくプレイセラピーやカウンセリング等、比較的年齢の高い養子とその養親への支援体制を構築

v 資質向上事業 ・・・ 1か所当たり 1,889千円

養子縁組民間あっせん機関同士や児童相談所との定期的な事例検討会や人事交流、外部有識者を活用した業務方法書の評価・見直し等の取り組みによって、民間あっせん機関の職員の資質向上を図る

③子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業 ・・・ 1か所当たり 6,543千円（弁護士等配置する場合、1か所当たり 2,342千円加算）

養子縁組民間あっせん機関において、子どもの権利条約に基づき、確実に養親から告知されるよう、養親に対し、告知を経験した先輩の体験談を聞く機会を設ける等の子どもの出自を知る権利に関する支援体制を構築

また、子どもの出自に関する情報の記録・保存・開示に関して、民間あっせん機関からの相談に応じ、助言等を行う弁護士等を嘱託契約等により配置した場合、加算

④養親希望者手数料負担軽減事業 ・・・ 1人（世帯）当たり 600千円

養子縁組民間あっせん機関による養子縁組のあっせんについて、児童相談所が関与する養子縁組里親との費用バランスを考慮して、養親希望者の手数料負担を軽減

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

【実施要件】 ③の事業の実施に当たっては、事業計画の審査を経た上で決定する。

(参考)令和7年度補正予算関連

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度補正予算 0.5億円

事業の目的

- 共働きの里親や共働きの養親候補者等が委託児童等の養育と就業との両立が困難な状況が多いことから、共働き家庭里親等の実態把握を行うとともに、創意工夫を凝らした先駆的な共働き家庭里親等への支援を行う自治体の取組に対して補助を行う。

事業の概要

- 共働きの里親や共働きの養親候補者等が委託児童等の養育と就業との両立が困難な状況が多いことから、①共働き家庭里親等が委託児童等を養育するためにどの程度会社と調整を要する必要があるのか等の実態把握を行うとともに、②自治体の創意工夫を凝らした先駆的な取組に対して補助を行うことで、里親等委託の更なる推進を図る。

実施主体等

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】

1か所当たり 10,000千円

(※) ①共働き家庭里親等の実態把握のみ実施する場合は、1か所当たり5,000千円

【補助割合】

国：10／10

(※) 本事業が次年度以降も継続される場合であっても、令和8年度までのモデル事業とする。

共働き家庭里親等支援強化事業のイメージ

国

補助

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

①共働き家庭里親等の実態把握

(例：共働き家庭里親等のニーズ調査、共働き家庭里親等が委託児童等を養育するためにはどの程度会社と調整を要するのか、委託前後での就業継続状況や雇用形態等の把握、地元企業に対するアンケート調査等)

②創意工夫を凝らした先駆的な共働き家庭里親等への支援

(例)

企業等を活用して支援を行う例

- 委託決定後から保育所入所前の間の自宅養育期間に係る特別休暇、児童相談所職員との定期面接に係る特別休暇など独自休暇の導入促進 等

委託児童等の養育と就業との両立支援



里親・養親候補者等



委託児童等の養育と就業との両立支援

里親支援センターやフォスタリング機関を活用して支援を行う例

- 委託児童や養子候補の子等の慣らし保育期間中の送迎支援
- 委託児童や養子候補の子等の日中の預かり支援 等

<児童保護費負担金> 令和7年度補正予算 46億円

事業の目的

- 児童養護施設等に従事する職員について、令和7年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた処遇改善を行う。

事業の概要

- 児童養護施設等の措置費の算定に当たっては、人件費・事業費・管理費について各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費については、国家公務員の給与に準じて算定している。
- 令和7年人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定内容を反映し、国家公務員給与の改定に準じて令和7年4月まで遡って児童養護施設等措置費の人件費の引上げを行う。

(参考) 令和7年人事院勧告の内容

- ① 債給月額を、若年層に重点を置きつつ、その他職員も引き上げる (行政職俸給表(一)の平均改定率: 3.3%)
- ② ボーナスを0.05月分引き上げる (4.6月→4.65月)

実施主体等

【対象】

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム、里親支援センター、一時保護施設に従事する職員

【実施主体】

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市、市、福祉事務所設置町村

【補助率】

国: 1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市区: 1/2

国: 1/2、都道府県: 1/4、市及び福祉事務所設置町村: 1/4 (※)

(※) 市及び福祉事務所設置町村が設置している母子生活支援施設の場合

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞令和7年度補正予算 4.3億円

事業の目的

- 児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、全ての都道府県で家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を着実に行うことにより、これらの者の円滑な自立を支援する。

事業の概要

(1) 就職者

就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）

貸付期間：2年間

(2) 進学者

大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）

貸付期間：正規修学年数

【生活支援費貸付】

貸付額：月額5万円（医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間まではさらに医療費などの実費相当額を追加）

貸付期間：正規修学年数

(3) 資格取得希望者（児童養護施設等に入所中又は退所した者、里親等に委託中又は委託解除された者）

【資格取得支援費貸付】 貸付額：25万円

※ 5年間の就業継続を満たした場合には貸付金は返還免除（資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除）

※ 児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、貸付の申請が可能

実施主体等

【実施主体】都道府県又は都道府県が適当と認める民間法人

【補助割合】定額（国：9/10相当） ※都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

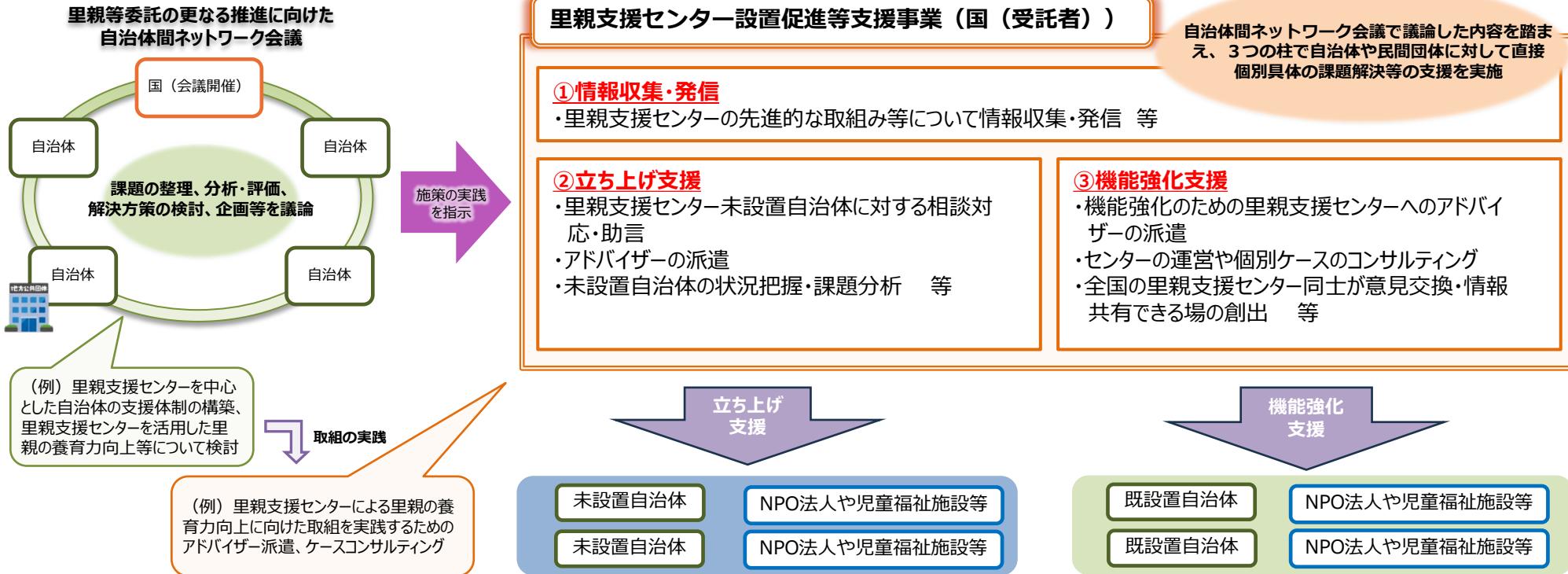
事業の目的

- 改正児童福祉法において創設された里親支援センターについて、各自治体（都道府県・指定都市・児童相談所設置市）での設置促進・機能強化を支援することにより、里親等委託の更なる推進及び里親家庭等に対する支援の充実を図る。

<こども政策推進事業委託費> 令和7年度補正予算 1.0億円

事業の概要

- 里親支援センターの設置促進・機能強化を行うために、センター未設置自治体や民間団体に対する立ち上げ支援としての相談対応・助言、機能強化としてのアドバイザーの派遣や個別ケースのコンサルティング等を実施する。



実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

＜児童保護費負担金＞令和7年度補正予算 2.3億円

事業の目的

- 児童養護施設等は、こどもたちが集団で生活する場として、普段からこどもを取り巻く多様な危険を的確に捉え、その発達の段階や地域特性に応じた取組を継続的に着実に実施する必要がある。
- 一方で、昨今の物価高騰などを受け食材料費をはじめ、様々な物の価格の動きが急激であり、質の確保された食事の基となる食材料の確保や安定的なこどもの養育に必要な費用が上昇している。
- このため、物価上昇といった厳しい環境の中でも質の確保された食事の安定的な提供をはじめ、安定的にこどもの養育を行うことを支援するため、「運営継続支援臨時加算（仮）」を創設する。
なお、この措置は**令和7年度中の時限的な措置**である。

事業の概要・スキーム・実施主体

【対象施設等】

乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所、里親、ファミリーホーム、助産施設、一時保護施設

【実施主体】

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市、市、福祉事務所設置町村

【補助基準額】

※児童養護施設（乳児以外）の場合

1人当たり 11,250円

【補助率】

国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市区：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4（※）

（※）市及び福祉事務所設置町村が設置している母子生活支援施設及び助産施設の場合

【補助の流れ】



<特定妊婦等支援機関ネットワーク形成事業費補助金> 令和7年度補正予算 0.5億円

事業の目的

- 妊産婦等生活援助事業所の設置促進・機能強化を行うとともに、妊産婦等生活援助事業所のほか、市町村や児童相談所、児童福祉施設、医療機関等の関係機関が連携し、家庭生活に支障が生じている特定妊婦や出産後の母子等（以下「特定妊婦等」という。）への支援についての課題等を把握・共有するネットワークを構築することで、支援が必要な特定妊婦等が安心した生活を行うことができる社会の実現を図る。

事業の概要

(1) 立ち上げ支援

妊産婦等生活援助事業所未設置自治体や民間団体に対する立ち上げ支援としての相談対応・助言、支援計画の策定方法・ケースワークの手法等に関する実践等を行う。

(2) 機能強化支援

機能強化のために妊産婦等生活援助事業所へのアドバイザーの派遣や個別ケースのコンサルティング等を実施する。

(3) ネットワーク形成支援

妊産婦等生活援助事業所のほか、市町村や児童相談所、児童福祉施設、医療機関等の関係機関を対象に、全国フォーラムを実施し、関係機関で特定妊婦等への支援についての課題等を把握・共有するとともに、支援ネットワークを構築する。

立ち上げ支援

～事業所の設置促進～

- ・妊産婦等生活援助事業所未設置自治体等に対する相談対応・助言
- ・アドバイザーの派遣
- ・支援計画の策定方法・ケースワークの手法等に関する実践 等

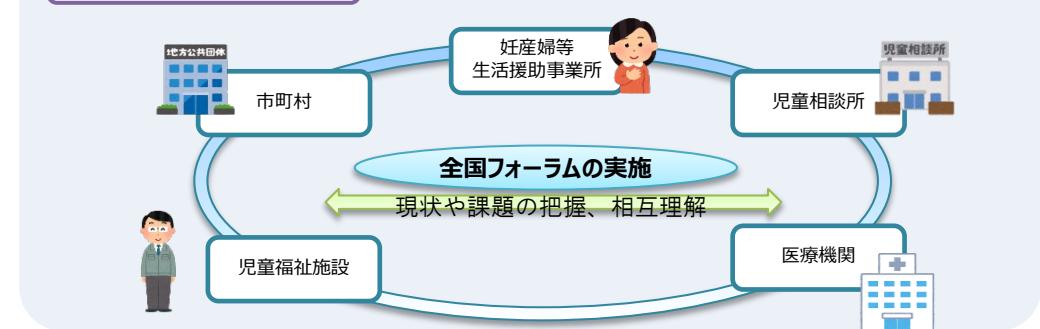
機能強化支援

～事業所の機能強化～

- ・機能強化のための妊産婦等生活援助事業所へのアドバイザーの派遣
- ・事業所の運営や個別ケースのコンサルティング
- ・テーマに応じた小規模勉強会 等

ネットワーク形成支援

～関係機関の連携強化・情報の収集及び発信～



実施主体等

- 【実施主体】** 民間団体（公募により選定）
【補助基準額】 47,366千円
【補助割合】 定額（国：10／10相当）

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度補正予算 1.0億円

事業の目的

- 改正児童福祉法関連施設・事業所の開設準備経費や改修費等を補助することにより、社会的養護が必要な子どもの生活向上を図る。
- 里親身分証明書の取り組みが全国的に進むよう、都道府県等における里親身分証明書の発行に必要な備品購入等を支援することにより、里親の負担軽減を図る。
- 子どもの安心・安全な生活環境の確保及びプライバシー保護を図ることにより、すべての児童養護施設等において子どもが安心して過ごすことができる環境となるよう、児童養護施設等における性被害防止対策の支援を行う。

事業の概要

【補助制限】

- ・ (1) ①の事業については、事業を行う施設等1か所につき1回限り。
- ・ (1) ②、(2) 又は(3)の事業については、各事業の補助を受けてから10年経過後に再度補助を受けることが可能。

(1) 改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業

- ① 里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所及び妊産婦等生活援助事業所を開設するため、必要な設備整備及び備品の購入並びに改修等に係る経費を補助する。
- ② 里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所及び妊産婦等生活援助事業所を運営するため、必要な設備整備及び備品の購入並びに改修等に係る経費を補助する。

(2) 里親負担軽減事業

里親が、自身と委託された子どもとの関係性を明らかにする際に生じる負担の軽減を図るため、里親身分証明書の発行に必要な備品の購入等に係る経費を補助する。

(3) 児童養護施設等(※)における性被害防止対策支援事業

性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新に要する経費を補助する。

(※) 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、児童相談所、児童相談所一時保護施設(一時保護委託先を含む。)

実施主体等

【実施主体】

(1) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

※妊産婦等生活援助事業所の場合：都道府県、市及び福祉事務所設置町村

(2) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

(3) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

※母子生活支援施設及び妊産婦等生活援助事業所の場合：都道府県、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】

(1) 国：1/2(3/4(※))、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2(1/4(※))

※(1)①の事業を里親支援センターで実施する場合に限る。

国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4

(2) 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

(3) 国：1/2、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1/4、事業者：1/4

【補助基準額】

(1) 1か所当たり：8,000千円 (2) 1か所当たり：500千円 (3) 1か所当たり：100千円

<児童保護災害臨時特例補助金>令和7年度補正予算 0.2百万円

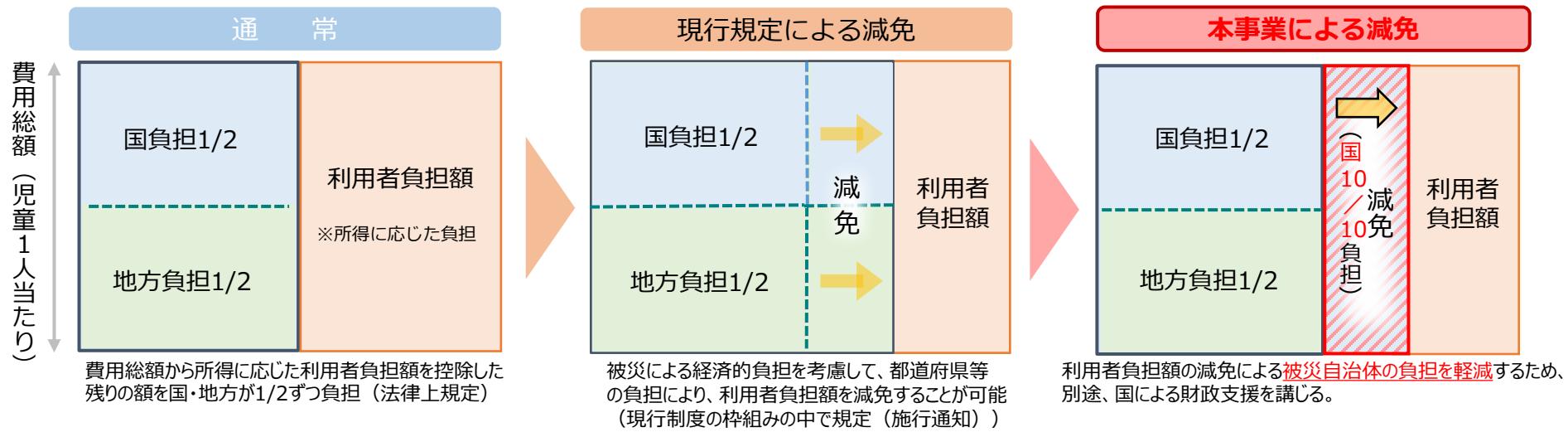
事業の目的

- 児童入所施設等へ入所措置等が行われた児童の保護者等が災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けた場合には、都道府県等の判断により利用者負担額の減免を行っているところであるが、これによる都道府県等の負担を軽減する。

事業の概要

- 令和6年能登半島地震の被災者に対して都道府県等が利用者負担額の減免を実施した場合の減免相当額について、本事業により補助を行う。※令和7年4月から9月までの6ヶ月分を計上。

<事業イメージ>



実施主体等

【実施主体】

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市、市、福祉事務所設置町村

【補助率】

国：10／10（定額）

(参考)令和8年度税制改正関連

1 大綱の概要

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け及び児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税等を非課税とする。

自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金について、制度拡充後も引き続き、非課税措置及び差押禁止の措置を講ずる。

2 制度の内容

【ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け】

- 母子・父子自立支援プログラム（※）の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対して、住居費貸付を行っており、1年間の就業継続で返済免除となるが、返済免除額（債務免除益）に所得税等が課せられる場合、自立の妨げになるという課題がある。
- そのため、令和8年度予算を財源とする貸付を行った場合の返済免除額（債務免除益）について、引き続き非課税措置を講ずる。
(※) 本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせて策定する自立支援のためのプログラム。

【児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付け】

- 児童養護施設等を退所し、就職・進学する者等に対して家賃支援費、生活支援費、資格取得支援費の貸付を行っており、家賃支援費、生活支援費については5年間の就業継続、資格取得支援費については2年間の就業継続で返済免除となるところ、返済免除額（債務免除益）に所得税等が課せられる場合、自立の妨げになるという課題がある。
- そのため、令和7年度補正予算を財源とする貸付を行った場合の返済免除額（債務免除益）について、引き続き非課税措置を講ずる。

【その他】

- 自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金について、制度拡充後も引き続き、非課税措置及び差押禁止の措置を講ずる。

令和8年度予算案の概要 (家庭支援事業関係)

＜子ども・子育て支援交付金＞令和8年度予算案 2,163億円の内数（2,013億円の内数）

事業の目的

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

事業の概要

【対象者】次のいずれかに該当する者

- ① 保護者に監護せざることが不適当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ② 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある保護者
- ③ 若年妊娠等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊娠婦及びそれに該当するおそれのある妊娠婦
- ④ その他、事業の目的を鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

【事業内容】

- ① 家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
- ② 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）
- ③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（※）
※保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。
- ④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- ⑤ 支援対象者や子どもの状況・養育環境の把握、市町村への報告



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【令和8年度補助基準額案】

○基本分（右表のとおり利用者負担軽減加算あり）

1時間当たり 1,650円

1件当たり 1,000円

○事務費・管理費 1事業所当たり 564,000円

○研修費 1市区町村当たり 360,000円

利用者負担軽減加算	1時間当たり	1件当たり
①生活保護世帯		
②市町村民税非課税世帯		
③市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯	1,650円	1,000円

※②については1世帯あたり96時間/年を超えた場合、1時間当たり1,320円、1件当たり800円

③については1世帯あたり48時間/年を超えた場合、1時間当たり 990円、1件当たり600円

子育て世帯訪問支援事業の実施見込状況 【都道府県別実施見込自治体数及び実施見込率】

令和7年度取組状況調査（成育環境課実施）における、令和7年度取組見込自治体数 分布

実施自治体数の推移

R7: 916 市区町村

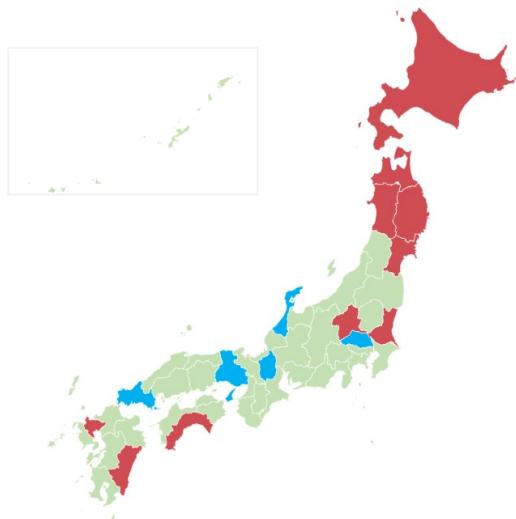
※令和7年6月実施 実施見込み調査



224市区町村の増

R6: 692 市区町村

※令和6年6月実施 実施見込み調査



提供元: Bing
© GeoNames, Microsoft, Zenrin

	総市町村数	R7実施市町村数	R7実施率
北海道	179	45	25.1%
青森県	40	13	32.5%
岩手県	33	8	24.2%
宮城県	35	12	34.3%
秋田県	25	9	36.0%
山形県	35	20	57.1%
福島県	59	26	44.1%
茨城県	44	16	36.4%
栃木県	25	19	76.0%
群馬県	35	13	37.1%
埼玉県	63	52	82.5%
千葉県	54	25	46.3%
東京都	62	48	77.4%
神奈川県	33	22	66.7%
新潟県	30	16	53.3%
富山県	15	11	73.3%
石川県	19	18	94.7%
福井県	17	9	52.9%
山梨県	27	13	48.1%
長野県	77	33	42.9%
岐阜県	42	23	54.8%
静岡県	35	25	71.4%

	54	40	74.1%
愛知県	29	18	62.1%
三重県	19	15	78.9%
滋賀県	26	16	61.5%
京都府	43	33	76.7%
大阪府	41	37	90.2%
兵庫県	39	22	56.4%
奈良県	30	13	43.3%
和歌山県	19	12	63.2%
鳥取県	19	9	47.4%
島根県	27	14	51.8%
岡山県	23	15	65.2%
広島県	19	15	78.9%
山口県	24	12	50.0%
徳島県	17	9	52.9%
香川県	20	11	55.0%
愛媛県	34	10	29.4%
高知県	60	41	68.3%
福岡県	20	6	30.0%
佐賀県	21	8	38.1%
長崎県	45	28	62.2%
熊本県	18	11	61.1%
大分県	26	5	19.2%
宮崎県	43	17	39.5%
鹿児島県	41	22	53.7%
沖縄県	合計	1,741	916 52.6%

※令和7年4月～5月時点での取組見込状況について、令和7年12月24日までに回答があった結果を基に集計

＜子ども・子育て支援交付金＞令和8年度予算案 2,163億円の内数（2,013億円の内数）

事業の目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。

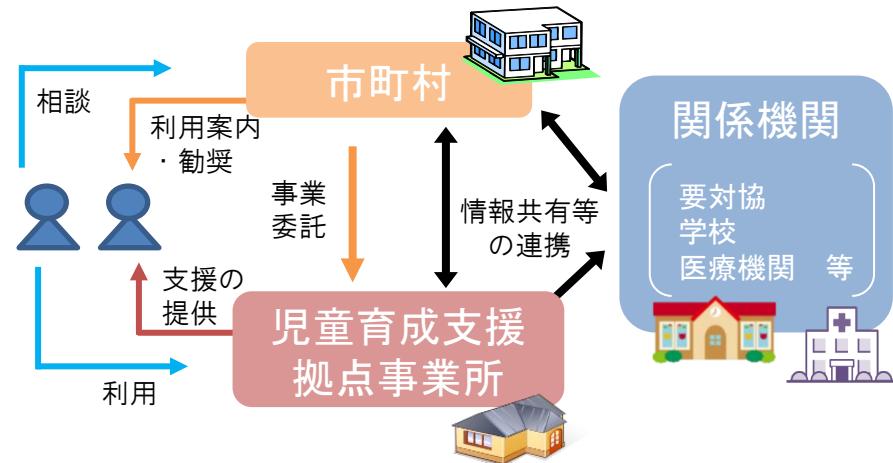
事業の概要

【対象者】次のいずれかに該当する家庭

- ① 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、
養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ② 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、
家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ③ その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により
支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

【事業内容】

- ① 安全・安心な居場所の提供
- ② 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、等）
- ③ 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、等）
- ④ 食事の提供
- ⑤ 課外活動の提供（調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等）
- ⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携及び関係構築
- ⑦ 保護者への情報提供、相談支援
- ⑧ 送迎支援（地域の実情に応じて実施）



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【令和8年度補助基準額案】※週5日開所の場合。開所日数により異なる

○基本分	1事業所当たり	17,308千円（※）	○長時間開所加算	(1) 平日分 年間平均時間数1時間当たり 1,084千円（※）	
○ソーシャルワーク専門職員配置加算	1事業所当たり	2,297千円	(2) 長期休暇等分 年間平均時間数1時間当たり 258千円（※）		
○心理療法担当職員配置加算	1事業所当たり	2,297千円	○賃借料補助加算	1事業所当たり 3,000千円	
○送迎加算	1事業所当たり	1,560千円（※）	○開設準備経費加算	1事業所当たり 4,000千円	

児童育成支援拠点事業の実施見込状況 【都道府県別実施見込自治体数及び実施見込率】

令和7年度取組状況調査（成育環境課実施）における、令和7年度取組見込自治体数 分布

実施自治体数の推移

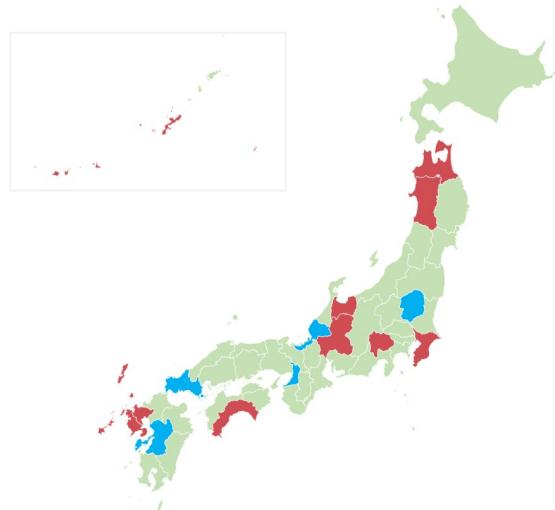
R7 : 121 市区町村

※令和7年6月実施 実施見込み調査

▲ 36市区町村の増

R6 : 85 市区町村

※令和6年6月実施 実施見込み調査



© GeoNames, Microsoft, Zenrin

	総市町村数	R7実施市町村数	R7実施率			
北海道	179	5	2.8%			
青森県	40	1	2.5%			
岩手県	33	1	3.0%			
宮城県	35	2	5.7%			
秋田県	25	0	0.0%			
山形県	35	1	2.9%			
福島県	59	2	3.4%			
茨城県	44	3	6.8%			
栃木県	25	5	20.0%			
群馬県	35	1	2.9%			
埼玉県	63	6	9.5%			
千葉県	54	1	1.9%			
東京都	62	4	6.5%			
神奈川県	33	1	3.0%			
新潟県	30	1	3.3%			
富山県	15	0	0.0%			
石川県	19	2	10.5%			
福井県	17	3	17.6%			
山梨県	27	0	0.0%			
長野県	77	6	7.8%			
岐阜県	42	0	0.0%			
静岡県	35	2	5.7%			
愛知県		54		3	5.6%	
三重県		29		2	6.9%	
滋賀県		19		3	15.8%	
京都府		26		2	7.7%	
大阪府		43		8	18.6%	
兵庫県		41		4	9.8%	
奈良県		39		3	7.7%	
和歌山県		30		2	6.7%	
鳥取県		19		2	10.5%	
島根県		19		2	10.5%	
岡山県		27		2	7.4%	
広島県		23		2	8.7%	
山口県		19		5	26.3%	
徳島県		24		2	8.3%	
香川県		17		1	5.9%	
愛媛県		20		3	15.0%	
高知県		34		0	0.0%	
福岡県		60		9	15.0%	
佐賀県		20		0	0.0%	
長崎県		21		0	0.0%	
熊本県		45		9	20.0%	
大分県		18		3	16.7%	
宮崎県		26		1	3.8%	
鹿児島県		43		5	11.6%	
沖縄県		41		0	0.0%	
合計	1,741	121	7.0%			

※令和7年4月～5月時点での取組見込状況について、令和7年12月24日までに回答があった結果を基に集計

＜子ども・子育て支援交付金＞令和8年度予算案 2,163億円の内数（2,013億円の内数）

事業の目的

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る。

事業の概要

【対象者】次のいずれかに該当する家庭

- ①保護者に監護せざることが不適当であると認められる児童及びその保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ②保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ③乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認める児童及びその保護者



事業内容

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレンツ・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【令和8年度補助基準額案】

○基本分（右表のとおり利用者負担軽減加算（1人当たり）あり）
1講座（4回分） 93,120円

講座内の実施回数が増える場合、23,280円ずつ加算（※）

※実施回数が10回を超える場合は、以降同額。

○親子関係形成支援プログラム資格習得支援
1市町村当たり 100,000円

利用者負担軽減加算	1回当たり
生活保護世帯	2,330円
市町村民税非課税世帯	1,860円
市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯	1,400円

親子関係形成支援事業の実施見込状況 【都道府県別実施見込自治体数及び実施見込率】

令和7年度取組状況調査（成育環境課実施）における、令和7年度取組見込自治体数 分布

実施自治体数の推移

R7 : 336 市区町村

※令和7年6月実施 実施見込み調査

▲ 163市区町村の増

R6 : 173 市区町村

※令和6年6月実施 実施見込み調査



	総市町村数	R7実施市町村数	R7実施率
北海道	179	7	3.9%
青森県	40	8	20.0%
岩手県	33	5	15.2%
宮城県	35	3	8.6%
秋田県	25	3	12.0%
山形県	35	9	25.7%
福島県	59	10	16.9%
茨城県	44	11	25.0%
栃木県	25	6	24.0%
群馬県	35	4	11.4%
埼玉県	63	14	22.2%
千葉県	54	14	25.9%
東京都	62	27	43.5%
神奈川県	33	13	39.4%
新潟県	30	8	26.7%
富山県	15	2	13.3%
石川県	19	4	21.1%
福井県	17	5	29.4%
山梨県	27	5	18.5%
長野県	77	17	22.1%
岐阜県	42	10	23.8%
静岡県	35	11	31.4%
愛知県	54	17	31.5%
三重県	29	3	10.3%
滋賀県	19	5	26.3%
京都府	26	11	42.3%
大阪府	43	20	46.5%
兵庫県	41	19	46.3%
奈良県	39	7	17.9%
和歌山県	30	5	16.7%
鳥取県	19	6	31.6%
島根県	19	1	5.3%
岡山県	27	2	7.4%
広島県	23	6	26.1%
山口県	19	3	15.8%
徳島県	24	3	12.5%
香川県	17	2	11.8%
愛媛県	20	1	5.0%
高知県	34	1	2.9%
福岡県	60	9	15.0%
佐賀県	20	0	0.0%
長崎県	21	0	0.0%
熊本県	45	3	6.7%
大分県	18	3	16.7%
宮崎県	26	4	15.4%
鹿児島県	43	6	14.0%
沖縄県	41	3	7.3%
合計	1,741	336	19.3%

※令和7年4月～5月時点での取組見込状況について、令和7年12月24日までに回答があった結果を基に集計

事業の目的

保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらこども及びその家庭の福祉の向上を図る。

事業の概要

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の事由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等で一定期間こども及び保護者を預かる事業。



【対象者】次の事由に該当する家庭のこども又は親子等

- こどもの保護者の疾病、育児疲れ等、身体上又は精神上の事由
- 出産、看護、事故など家庭養育上の事由
- 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由
- 養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合
- 保護者が児童と一緒に レスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合
- 経済的問題等により緊急一時的に親子の保護が必要な場合

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭においてこどもを養育することが困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、その他緊急の場合において、こども及び保護者を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

【対象者】

- 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童及び養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童
- 保護者が児童と一緒に レスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む） 【補助率】国1／3、都道府県1／3、市町村1／3

【主な令和8年度補助基準額案】以下参照

※ () は、ひとり親家庭等の優先的な利用を進め、その利用料減免を実施する場合や、養育環境等に課題があり一時的に保護者と離れることを希望する児童の利用料を免除する場合に補助単価に加算する額

1 運営費

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

- 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 10,700円 (4,200円)
- 2歳以上児 年間延べ日数 × 5,540円 (2,100円)
- 親子入所利用保護者及び緊急一時保護の親 年間延べ日数 × 1,500円 (600円)
- 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×2,000円

- (3) 専従人員配置支援 1事業所当たり 7,281千円

2 開設準備経費（改修費等） 4,000千円

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

ア 夜間養護事業

- (ア) 基本分 年間延べ日数 × 1,360円 (400円)
- (イ) 宿泊分 年間延べ日数 × 1,360円 (400円)
- イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,510円 (1,000円)
- ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×2,000円

子育て短期支援事業の実施見込状況【都道府県別実施見込自治体数及び実施見込率】

令和7年度取組状況調査（成育環境課実施）における、令和7年度取組見込自治体数 分布

実施自治体数の推移

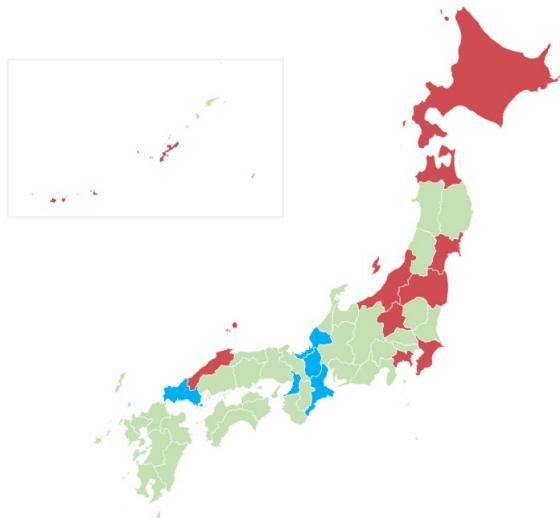
R7:1217 市区町村

※令和7年6月実施 実施見込み調査

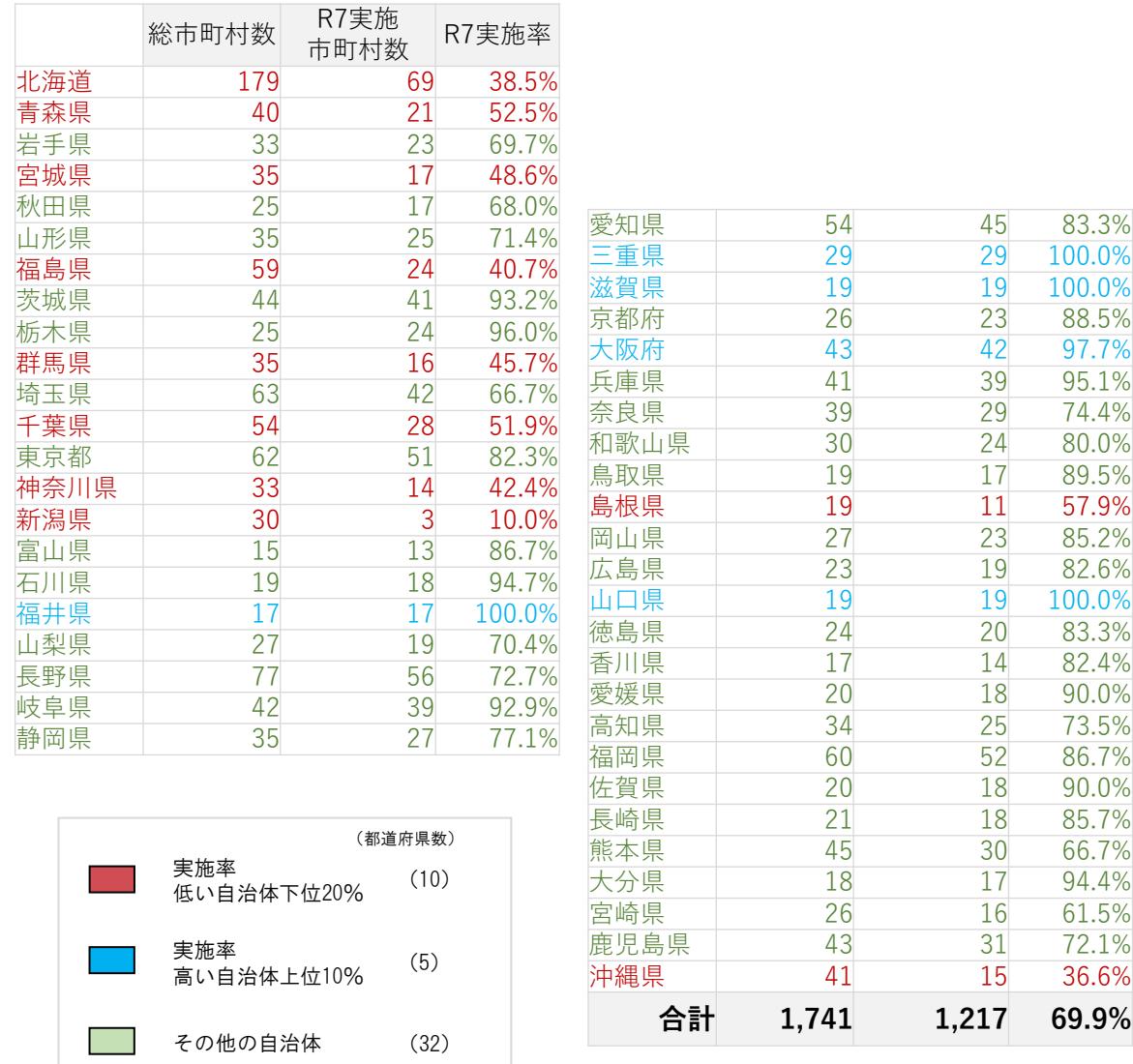
△ 156市区町村の増

R6:1061 市区町村

※令和6年6月実施 実施見込み調査



提供元: Bing



※令和7年4月～5月時点での取組見込状況について、令和7年12月24日までに回答があった結果を基に集計

子育て短期支援事業の事例の紹介

子どもの居場所での事業実施の事例

※こども家庭庁HP掲載資料一部抜粋

なぜ“子どもの居場所”で実施するのか? 子育て短期支援事業が抱える課題

\\/\

利用人数・需要の増加

令和5年度から令和6年度にかけて利用人数が大幅に増加しており、子育て短期支援事業の需要が高まっています。特に令和6年度よりレスパイトケアでの利用を要綱にて明記したことから2歳未満児の上昇率が顕著となっております。

短期入所生活援助(ショートステイ)事業年間延べ利用人数(人)

	R4年度	R5年度	R6年度
2歳未満児	17,581	22,895	42,343
2歳以上児	82,000	104,612	148,427
合計	99,581	127,507	190,770

1.2倍
1.5倍

\\/\

受入態勢の不足

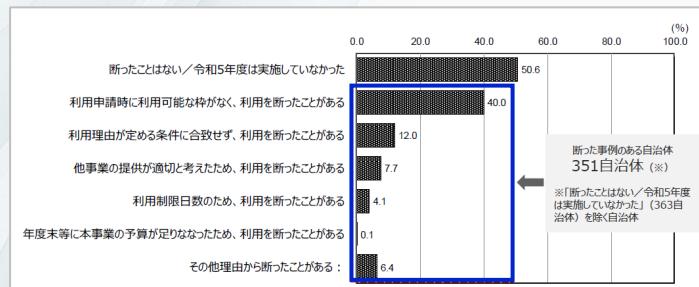
令和6年度に行われた調査研究において、“供給が間に合っておらず利用を断っている”という実態が多くあることが示されました。具体的には事業を実施している自治体のうち4割が利用を断ったことがあると回答しており、事業を利用したくてもできない利用者が多くいることを示唆しています。

\\/\

受入施設の飽和

既に多くの児童福祉に関する施設が子育て短期支援事業を実施している実態があります。特に、児童養護施設や乳児院にあたっては100%に近い実施率となっており、これ以上の増加は見込めない状況です。

株式会社日本総合研究所 令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業 実施報告



子育て短期支援施設数調査(令和4年度) ファミリーホームのみ総施設数は令和3年度参考

施設区分	総施設数	本事業実施施設数	実施率
児童養護施設	610	518	84.9%
母子生活支援施設	204	107	52.5%
乳児院	144	142	98.6%
保育所	22524	15	0.1%
ファミリーホーム	446	85	19.1%

子どもの居場所で行う子育て短期支援事業

こどもにとってのメリット

日ごろからこどもが利用し慣れている居場所で行う為、**こどもへの負担が少ない**。

「今日帰りたくない…」といった子どもの **リアルタイムでのSOS** に答えることができる



自治体にとってのメリット

既存の施設、場所を活用する為、**新規開設コストが低い**。

既に児童や保護者と **関係が出来ている** 事業者に事業を委託できる。

実施の準備

- 既にこどもに関する取り組みを行っている事業所に新たに備品や設備を追加することで事業を実施することができます。

【購入が想定される備品】

寝具（布団・毛布等）、日用品（入浴に必要な物等） 保健用具（体温計、氷まくら等）、予備の着替え ※使える補助金については7ページ参照

- 職員も安心して勤務できるように有事の際の対応マニュアル作成や、事前に研修を行うことが重要です。

【研修として参考になるもの】

[子育て支援員研修・映像教材 | こども家庭庁](#)

[こども家庭庁 令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業 実施報告 | 日本総研](#)

（研修項目8：救急救命講習及び事故防止の講習）

参考：自治体独自の研修で事業を行っている事例

R7：[「荒川区における協力家庭ショートステイ事業について」](#)

R6：[「新宿区の協力家庭について」](#)

【実施例】児童育成支援拠点事業でショートステイを実施



中学3年生 女子

母親の行動に課題があり、
家庭に居場所がないことから
児童育成支援拠点事業を利用

市が実施主体として児童育成支援拠点事業を運営しているが、**放課後から夕方までの支援では足りない児童**がいる。具体的には、夜間に保護者と同じ空間で過ごすことで精神的に不安定になる、朝に保護者が不在であることから登校の為の準備ができない等である。このことから、週に2回程度、児童育成支援拠点事業が終了する**20時～登校まで**を子育て短期支援事業の**ショートステイ**で支援を行うことにした。

\\

【結果】家庭から一時的に離れることで精神的に安定し、登校できる日が増えた。

【実施例】こども食堂でトワイライトステイを実施



小学校低学年 男子

家庭が経済的に困窮しており、
こども食堂を利用

母親と何回か参加しているこどもが一人で来ることが多くなった。こどもに話を聞いてみると母親が働き始めたことで**夜に一人で生活する**ことが多いようだ。母親とこども食堂が顔見知りで、**既に関係性ができている家庭**であることから**自治体に相談**し、母親が働いている間はこども食堂で**トワイライトステイ**として預かることにした。

仕事が終了したのち、母親がこども食堂まで迎えに来ることになっている。

\\

【結果】23時まで預かることで母親も不安なく仕事に集中できるようになった。

事業の目的

くこども政策推進事業費補助金> 令和7年度補正予算 0.5億円

- 子育て短期支援事業については新たな施設や里親等での受皿の確保、多様な児童が利用できるような受け皿の拡充が求められている。これらの取組を推進するため、設定したテーマに対する事業を実践し、アウトプット評価の実施を行い、取組事例として横展開を行うことで、子育て短期支援事業の機能強化を図る。
- なお、本事業は、子育て短期支援事業における機能強化を図る取組に対して、3年間（令和7年度から令和9年度）で集中して支援を行い推進するものである。

事業の概要

(1) 事業内容

多くの子育て家庭がレスパイト・ケア等で気兼ねなく子育て短期支援事業を利用できる供給体制の構築を図るため、新たな受皿の確保を行う事業や、多様な児童を受け入れる為の体制強化の事業を試行的に行うこととし、具体的に以下テーマのうち、いずれか1つを含む事業を行うものとする。

※子育て短期支援事業の実施に係る費用以外の、新たな取組に対して補助する。

テーマ①

(例1) 児童育成支援拠点事業等の多様な居場所で子育て短期支援事業を行う為のニーズ調査や伴走支援。

新たな受皿の確保に向けた取組

(例2) 本事業の担い手となる（里親、市町村長が認めた者等）に対しての事業開始支援。

(例3) 思春期世代等、プライベート空間等を必要とする利用者に対応する担い手の受け入れ態勢整備の取り組み

テーマ②

利用者をより適切な預け先に繋げる取組

(例4) 受け入れ推進に向けて、利用者を受け入れるための調整等を担うコーディネーター職員を配置し、受入に際する連絡調整や、子どもの状況に寄り添った預かりとなるようフォローアップの充実を図るもの。

(実施に際しては、既存施設に付設して実施するのみならず、その他地域資源を活用して実施することも考えられる)

(例5) 預かり先の空き状況確認や利用予約の受付等を行うシステムを導入し、利便性向上を図る取り組み。

(2) 実施方法

ア 国は「子育て短期支援事業における開発事業検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、市町村が実施するプログラム開発事業の審査、指導、助言等を行う。

イ 市町村は事業終了前に、検討委員会に事業報告を行うとともに、事後評価を行い、子育て短期支援事業の機能強化に向けた検討を進め、結果について国に報告を行う。

実施主体等

【実施主体】

都道府県・市町村

【補助額】

テーマ①：5,000千円 テーマ②：7,500千円

【補助率】

都道府県実施の場合：国2／3、都道府県1／3

市町村実施の場合：国2／3、都道府県1／6、市町村1／6